

帰宅困難者対策の現状

1 名古屋市地域防災計画への記載

名古屋市防災会議（平成 25 年 6 月 13 日）において、帰宅困難者対策を含む名古屋市地域防災計画修正（案）が承認され、帰宅困難者対策に対する基本原則等が明記された。

【一部抜粋】

市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努める。

国、地方公共団体、関係事業所等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域の安全確保策を進めるものとする。

2 都市再生安全確保計画策定に向けた検討会

調査業務委託により基礎データ調査等を実施、その結果に基づいて、協議会へ向けた課題の抽出、及び調査対象地域におけるシミュレーションによる被害等認識の統一を図った。

【名古屋駅周辺地域の滞留者の状況】

滞留者 188,000 人	└─ 就労者・就学者	119,000 人
	└─ 来訪者（買物、出張等）	69,000 人

帰宅困難者①（対応をとらない場合） 77,000 人

帰宅困難者②（事業者による対応有り） 34,000 人

《平日 13 時において、津波被害無しを想定した場合の概算値です。》